

## 一般社団法人全日本かるた協会 個人情報管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本かるた協会（以下「本協会」という。）の個人情報管理に関する規定を定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において、個人情報とは「個人情報保護法」に定める、氏名、氏名と住所の組み合わせ、顔写真等をいう。

### (基本方針)

第3条 個人情報の保護および適切な管理は当協会の運営上の重要な遵守事項であることはもとより、当協会が持続的に事業活動をおこなっていく上での社会的責任責務であるとの考えにたち、当協会が取得する個人情報の保護および適切な管理をおこなう。

### (個人情報の取得)

第4条 当協会は会員の個人情報を以下の方法で入手する。

- ① 会員からの「入会届」
- ② 主催者が作成する大会記録

### (個人情報の利用)

第5条 当協会は個人情報を以下の目的で利用する。

- ① 会員への機関誌、会員名簿、会議開催案内等の送付
- ② 大会成績のマスコミおよび後援・共催者への送付

### (個人情報の保管)

第6条 当協会は個人情報の漏洩等が生じないように以下のとおり安全に管理する。

- ① 紙媒体の個人情報は保管場所を特定し施錠する
- ② 電子媒体での保管はパスワードを設定する
- ③ 上記施錠の鍵の保管者、パスワードを知る者はあらかじめ定める従事者に特定する
- ④ 上述の特定従事者に対しては定期的な研修、教育を実施する

### (個人情報の提供)

第7条 入会届は、当該個人本人ではなく所属会連絡責任者等から入手することおよび大会成績は常に第三者へ提供することから、以下のルールに基づき事務処理する。

- ① 入会届の受付台帳を3年間保管する
- ② 主催大会・公認大会の開催案内には個人情報の第三者への提供がある旨を必ず明記する

(開示請求への対応体制)

第8条 個人情報取扱者は当協会本部に複数人を指名し、本人からの開示請求または苦情があった場合に迅速に対応する。

2 当協会のホームページに以下を明記し、本人からの開示請求等に迅速に対応する

- ① 当協会の名称
- ② 個人情報の利用目的
- ③ 開示請求方法
- ④ 苦情申出先

(組織体制)

第9条 専務理事は当協会の個人情報管理の統括責任者として会務における個人情報管理の徹底をはかる

2 総務部長は当協会の個人情報管理の事務局として、個人情報取扱者の指名、同取扱者への研修・教育の企画、定期的な監査を実施し、個人情報保護法遵守の体制を確立させる。

(規程の改廃)

第10条 この規程は、理事会での決議を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、2018年11月17日から施行する。

以上